

保護者の皆様

旭川市長 今津 寛介  
(子育て支援部こども育成課)

放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症に係る対応について（通知）

日頃から、本市の子育て支援施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症について、放課後児童クラブでの対応方法が示されたことに伴い、  
令和4年3月1日付けで通知した対応を引き続き行いますので、次のとおりお知らせします。

## 1 登会自粛について

「感染の可能性がある方※1」となった場合に、登会自粛（支援員は出勤停止）の対象とします。

【※1 感染の可能性がある方の判断基準】

- ① 陽性者と1m以内の距離で15分以上、互いにまたはどちらか一方がマスクなしで接触があった児童（不織布マスクは「マスクあり」布やウレタンマスクは「マスクなし」と考えます。）
- ② 陽性者と同じテーブルで食事をした児童
- ③ 陽性者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童
- ④ その他（上記以外で陽性者と密に接触があった児童）

状況	登会自粛期間
利用児童が感染者となった場合	治癒するまで
利用児童や保護者（他の家族等同居者を含む。）が、濃厚接触者となった場合	保健所から指定された健康観察期間が終了するまで
利用児童や保護者（他の家族等同居者を含む。）が、濃厚接触者とは特定されなかったが、保健所や医師の判断によりPCR検査の受検対象となった場合	保健所から指定された健康観察期間が終了するまで
<u>感染の可能性がある方となった場合</u>	<u>陽性者と接触があった日の翌日から7日間</u> ※陽性者と接触があった日の翌日から10日を経過するまでは、検温など御自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を実施してください。

## 2 おやつ提供について

新型コロナウイルス感染症の感染状況や、放課後児童クラブ利用児童で陽性者が発生した場合の影響を考慮し、当面の間、放課後児童クラブ滞在時間内のおやつ提供を中止し、持ち帰りの対応といたします。

### 3 マスクの着用について

放課後児童クラブを利用する場合は、布やウレタン製マスクではなく、不織布マスクの着用に御協力をお願いします。

### 4 感染者の発生に伴う臨時休会について

利用児童や支援員の感染が確認された場合で、放課後児童クラブ内の消毒を行う必要があるときや必要な支援員が確保できなくなったときは、当該放課後児童クラブは臨時休会となります。

### 5 保護者への連絡について

感染者の発生に伴う登会自粛の対象や臨時休会となる場合は、ハグノート、電話又はSMSにより連絡します。（感染者の発生が遅い時間に判明した場合は、前日の連絡が午後10時前後になる場合がありますので、御了承ください。）

### 6 運営負担金の対応について

入会児童又は同居する家族が新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者等になったりしたことにより、学校から出席停止の措置を受ける状況になった場合は、申請に基づき運営負担金を減免します。（減免申請書は各児童クラブに設置しています。）

対象とする登会自粛期間は、感染者又は濃厚接触者等であることによる出席停止等、保護者以外の者（保健所、病院、学校等）からの指示によるものに限ります。

※登会自粛日数は、令和4年度中通算し、減免対象となるか判断します。

なお、運営負担金の納付書については、5月中旬に1年分をまとめて送付します。

自粛期間（通算）	自粛期間が同一月内の場合	自粛期間が複数月にまたがる場合
14日未満	減免なし	減免なし
14日以上28日未満	半額減免	それぞれの月の自粛日数を比較し、最も多い月を半額減免 （日数が同じ場合は、前の方の月を減免）
28日以上	全額減免	それぞれの月の自粛日数を比較し、最も多い月を全額減免 （日数が同じ場合は、前の方の月を減免） ただし、各月の登会自粛日数が14日以上の場合 は、各月について半額減免

※減免対象月については、減免申請書提出時点で登会自粛日数の最も多い月を基本とし、登会自粛日数が同じ場合は、前の方の月を減免対象月とします。

### 7 その他

利用児童や保護者（他の家族等同居者を含む。以下同様。）に感染者や濃厚接触者が発生した場合は、速やかに放課後児童クラブに連絡をお願いします。

《担当》

こども育成課こども事業係

TEL：25-9127 FAX：26-5722